

山口市上下水道事業建設工事業者格付等級要領

(目的)

第1条 この要領は、有資格業者（山口市が発注する建設工事に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに当該資格の審査の申請の時期及び方法等を定める告示に規定する有資格業者をいう。以下同じ。）の格付等級に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会)

第2条 山口市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、次の各号に掲げる事務を行う場合において、山口市上下水道事業契約審査会設置要綱に定める組織に諮るものとする。

- (1) 格付点数の算出方法の変更
- (2) 工事種別ごとの格付等級及び格付点数の変更
- (3) 有資格業者の格付等級の認定。（ただし、随時申請によるものは除く。）
- (4) 有資格業者の申出によらない格付等級の取消
- (5) その他管理者が特に必要と認めた事項

(格付の対象業者及び対象業種)

第3条 格付の対象業者は、有資格業者のうち市内に主たる営業所を有する者とし、対象業種は山口市建設工事業者格付等級要領（以下「山口市格付要領」という。）第3条に規定する業種及び水道施設工事とする。

(格付の方法及び認定)

第4条 格付は、別表1に定める算出方法により算定した格付点数に応じ別表2に示す等級により区分し、格付を認定したときは、格付業者の名簿に登録し、当該有資格業者にその旨を通知する。

ただし、山口市長が格付等級通知書により当該有資格業者に通知したときは、この格付に準じるものとし、管理者は通知等を要しない。

(補則)

第5条 前各条に定めるもののほか、必要な事項は、山口市格付要領の例による。この場合において、「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

格付点数の算出方法

1 格付点数

「客観点数」に「主観点数」を加えて得た点数を格付点数とする。

$$\text{格付点数} = \text{客観点数} + \text{主観点数}$$

$$\text{主観点数} = \text{客観点数} \times \left(\frac{\text{工事成績評点}}{200} + \frac{\text{指名停止状況評点}}{50} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{その他の項目に係る評点の合計} \\ \text{技術職員の数、山口市優良建設工事業者表彰} \\ \text{ISO9001、ISO14001、企業合併の有無} \end{array} \right)$$

(1) 客観点数

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 に定める経営事項審査により算定された、客観的審査事項の点数とする。ただし、市内に主たる営業所を有しない建設業者については、格付点数を客観点数に読み替えるものとする。

(2) 主観点数

主観点数は、次に掲げる①から③により算定した評点の合計とする。

① 工事成績評点

入札参加資格審査申請日の属する年度、その前年度及び前々年度の 3 年間における当該業者の施工した種類別の工事について、山口市工事検査規則（平成 17 年山口市規則第 165 号）による完成検査の平均成績評点（小数点第 1 位以下を四捨五入したもの）を採用し、次の表に示すとおり平均成績評点を区分し、それぞれの平均成績評点に対応する工事成績評点を付与する。

平均成績評点	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67
工事成績評点	0	2	4	6	8	10	11	12	13	14	15	16	17

平均成績評点	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80
工事成績評点	18	19	21	23	25	27	29	32	35	38	41	44	50

② 指名停止状況評点

入札参加資格審査申請日の属する年度、その前年度及び前々年度の 3 年間において、山口市上下水道事業入札参加資格者に係る指名停止等措置要領より指名停止を受けた業者については、1 件につき次の表に示すとおり指名停止期間に対応する指名停止状況評点を付与する。

指名停止期間	2ヶ月未満	2ヶ月以上 4ヶ月未満	4ヶ月以上 6ヶ月未満	6ヶ月以上
指名停止状況評点	- 1	- 2	- 3	- 4

③ その他の項目に係る評点

ア 技術職員の数

対象審査基準日における建設業法第27条の23の経営事項審査において対象とする技術職員(建設業法第15条第2号イに該当する者)の人数に対し、次の表に示す評点を付与する。

人数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15～
評点	5	10	16	22	28	35	42	49	56	65	70	75	80	85	90

イ 次表の各項目に該当する者について、次の表に示す評点を付与する。

項目名	該当する業者	評点
山口市優良建設工事業者表彰	入札参加資格審査申請日の属する年度、その前年度及び前々年度の3年間に於いて、山口市優良建設工事業者表彰を受けた者	+10 (申請業種のうち表彰に係る業種に対し、表彰件数に関係なく一律に付与)
建設工事施工における品質管理及び品質保証のためのシステム	ISO9001の認証を取得している者	+20 (認証取得の件数に関係なく一律に付与)
環境マネジメントシステム	ISO14001の認証を取得している者	+20 (認証取得の件数に関係なく一律に付与)
企業合併の有無	入札参加資格審査申請日の属する年度、その前年度及び前々年度の3年間に企業合併を行った者 (建設業の許可を有する者同士の合併に限る。)	+客観点数の10% ※小数点以下第1位を四捨五入 (申請業種全てに対し、一律に付与)

別表 2 (第 4 条関係)

建設工事の種類	等級	格付点数
水道施設工事	1	800点以上
	2	799点以下